

グループ会則（例）

この様式は、定款や会則を定められていない団体を対象とした記載例です。内容については、団体の実情に合わせて変更しても問題ありません。既に会則を定めている団体は、現在の会則に修正が必要な場合がありますのでご相談ください。

〇〇〇 会則（例）

（名称及び活動の場）

第1条 本会は、〇〇〇と称し、主な活動の場を△△△する。

文中「〇〇〇」には団体名を、「△△△」には開設場所（施設名等）を記載ください。

（目的）

第2条 本会は、地域の高齢者の会食及びこれを通じた交流の場を確保する事業を実施することで、高齢者の交流機会の増加、心身の健康増進、多世代交流等の促進を実現することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、第2条に規定する目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）地域の高齢者の会食及びこれを通じた交流の場づくり
- （2）その他目的達成のために必要な事業

（会員）

第4条 本会の会員は、この会の目的に賛同し、参加する者とする。

（役員構成及び任期）

第5条 本会に次の役員を置く。役員は会員の中から互選するものとする。

- | | |
|----------|----|
| （1）代表 | 1人 |
| （2）副代表 | 1人 |
| （3）会計責任者 | 1人 |
| （4）監事 | 1人 |

役員は4ポストは、それぞれ別の人にしてください。

※3人以下の団体については、北区福祉部長寿支援課へご相談ください。

2 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（役員職務）

第6条 代表は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 会計責任者は、本会の会計を担当する。
- 4 監事は、本会の会計経理を監査する。

(運営会議)

第7条 本会の運営に関する重要な事項を審議決定するための運営会議を置き、会員の出席をもって開催する。

2 運営会議は代表が招集し、その議長となる。

3 運営会議は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(事業に関する実施規定)

第8条 第3条に規定する事業の執行に関し必要な事項は、運営会議の議決を得て別に定める。

(経費等)

第9条 本会の経費は、助成金その他の収入金をもって支弁する。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則の改廃)

第10条 この会則を改廃しようとするときは、運営会議において出席者の過半数の同意を得なければならない。

(細則)

第11条 この会則に定めるもののほか、本会の運営上必要な事項は、運営会議において別に定める。

付 則

この会則は、〇〇年〇月〇日から施行する。

新しく作成した場合は、実際に作成した日を記載してください。